

安全保障理事会決議 1867(2009)

2009年2月26日、安全保障理事会第6086回会合にて採択

安全保障理事会は、

東ティモールの情勢に関する安保理の従前の諸決議および諸声明、とりわけ2005年4月28日の1599(2005)、2006年5月12日の1677(2006)、2006年6月20日の1690(2006)、2006年8月18日の1703(2006)、2006年8月25日の1704(2006)、2007年2月22日の1745(2007)および2008年2月25日の1802(2008)の安保理諸決議を再確認し、

2009年2月4日の事務総長報告書(S/2009/72)を歓迎し、

東ティモールの主権、独立、領土保全および国民的統一並びに同国の長期にわたる安定の促進に対する安保理の強い支持を再確認し、

2006年の危機および2008年2月11日の事件から回復した、東ティモールにおける政治的および治安的状況の改善を歓迎し、現在の政治的および治安的状況は概ね平穏であるが脆弱であることに留意し、

国際連合東ティモールミッション(UNMIT)および国際治安部隊の支援で2008年8月31日に終了した政府がスポンサーとなった6週間にわたる全国規模の武器回収運動と同年の国際連合デーに行われた回収武器の破壊を歓迎し、

安定を回復し確実にすることに対する東ティモールの政治的指導力および国家機関を賞賛し、かなりの数にのぼる国内避難民の帰還および「請願」団の解散を歓迎し、一方で、各々の社会への意味のある和解と再統合を成し遂げるための追加的措置の重要性を認識し、

平和的対話を継続して進め意見の不一致を解決するために暴力的手段を避けるよう東ティモールの指導部および利害関係者に対する安保理の求めをくり返し表明し、

全ての政党が国益の問題に貢献できるようにする機会を創設するための東ティモールの政治的指導部の取組を歓迎し、

司法の独立およびその責任の尊重の必要性を再確認し、裁判手続の必要性に関する東ティモールの指導者の信念と不処罰に対して行動する彼らの決意を歓迎し、この点に関して司法制度に深刻な資金的制限があることを認識し、東ティモールの指導者に対し、独立捜査特別委員会が勧告したように、2006年の危機の期間に犯された重大な刑法犯罪に対し責任をとらせることを確立するための継続的取組を奨励し、

2006年12月1日に東ティモール政府とUNMITとの間で締結された「東ティモールにおける公安の

回復および維持並びに東ティモール国家警察（PNTL）および内務省の改革、再構築並びに再建の支援に関する取極」の全面的な実施の必要性に関する従前の安保理声明を想起し、これに関連して、国家警察の能力および可能性の開発を念頭において、UNMIT 警察と PNTL との間の建設的な関与の必要性を強調し、

東ティモール政府の要請に応じた、法および安定の回復並びに維持における東ティモール政府と UNMIT を援助する国際治安部隊の役割に対する安保理の全面的な支援を表明し、

事務総長報告書において指摘されたように、東ティモール国民の中の貧困の増加に懸念を表明し、東ティモールの社会経済開発のための継続的支援の重要性を強調し、

東ティモールにおける現在の課題で目に見えているものは、本質において、政治的且つ制度的であるが、貧困およびそれに関連して失なわれているものがまたこれらの課題の一因となっていることを想起し、とりわけ制度的な能力構築および社会経済的發展に関する、東ティモールに対する二国間および多国間の協力者の非常に貴重な援助に対し敬意を表し、東ティモールの統治の多くの側面的發展において進展がなされていることを認識し、

女性、平和および安全に関する 1325（2000）と 1820（2008）並びに人道支援および国際連合要員の保護に関する 1502（2003）の安保理諸決議を再確認し、また国民的なジェンダー平等政策および戦略を開発する政府の取組を支援する他の国際連合パートナーと UNMIT との協力を歓迎し、

UNMIT が、東ティモールにおける平和、安定および発展の促進において果たし続ける重要な役割を認識し、事務総長特別代表(SRSG)の指導の下で、UNMIT および国際連合国別現地チームの取組に対し安保理の感謝の念を表明し、

1. 現在承認されている水準で、UNMIT の職務権限を 2010 年 2 月 26 日まで延長することを決定する。
2. 東ティモールの全ての当事者、とりわけ政治的指導者に対し、協働し政治的対話を進めまた同国において平和、民主主義、法の支配、持続可能な社会と経済の開発、人権保護の推進並びに国民和解を定着させることを続けるよう促し、高官級調整拡大委員会および三者協調フォーラムを含む、包括的且つ共同プロセスを通じた同国が直面する、民主的統治の修養の向上を含む、深刻な政治的および治安関連問題に取り組むことを目的とした SRSG の継続的な取組に対し安保理の全面的な支援を再確認する。
3. UNMIT に対し、現在の職務権限の範囲内で、東ティモール政府の要請に応じて、2009 年に現在予定されている地方選挙への必要な支援を拡大することを要請し、また国際社会に対し、この過程を支援することを奨励する。
4. 東ティモールの治安部門の再検討および改革の継続的重要性、とりわけ東ティモール国防軍（F-FDTL）および PNTL の役割と責任を正確に叙述すること、法的枠組を強化することおよび両治

安機関に対する文民監視とアカウントビリティ手続を高めることの必要性を再確認し、また UNMIT に対し、これらの取組において東ティモール政府への支援を継続することを要請する。

5. 与えられた地域または部隊において責任を回復するための PNTL の準備を保証する事務総長報告書の第 21 項に定められたように、PNTL は、東ティモール政府と UNMIT との間で相互に合意された基準を満たさなければならないことを強調しつつ、段階的に実行するやり方を通して 2009 年に始まる PNTL による治安を維持する責任の段階的な回復を支援し、東ティモール政府および UNMIT に対し、回復過程を履行するために互いに協力することを要請し、また、UNMIT に対し UNMIT の警察部門の現地関与および PNTL に対する支援の提供を通じて、PNTL が完全に再建されるまで暫定的な法執行および公安を含む、東ティモールにおける公安の維持を確実にし続けることを要請する。
6. 活動の概念および交戦規則は必要に応じて定期的に更新されまたこの決議の規定に全面的に一致すべきことの必要性を強調し、事務総長に対しこの決議の採択後 90 日以内に、安全保障理事会と部隊および警察を提供している諸国に対し、これらについて報告することを要請する。
7. UNMIT に対し、協力機関と協働して、女性特有の必要性に対処することに関してを含む、PNTL の実兵力を高める目的で PNTL の更なる訓練、指導、制度の開発と強化を支援するその取組を強化することを要請する。
8. 責任をとることと裁判への現行の取組の重要性を再確認し、東ティモール政府による 2006 年の国際連合捜査特別委員会報告書 (S/2006/822) の、同報告書第 225 項から 228 項を含む、勧告の実施の重要性を強調する。
9. 必要性の評価に基づく司法部門改革への調整された取組、および東ティモールの主体的取組を増加する現行の必要性、および、東ティモール人の主体的取組および国内の弁護士並びに判事の訓練および専門化を含む司法機能に一致した国内的能力の強化の重要性を強調する。
10. 東ティモールに対する国際社会の持続的な支援を開発することおよびその機能の強化並びに司法部門における更なる能力を構築する必要性を強調する。
11. UNMIT に対し、司法制度の効果を高めるために必要な取組を調整し、調査委員会が勧告した措置を実行する際に東ティモール政府を支援するその取組を継続することを要請する。
12. UNMIT に対し、制度的能力構築の分野において、援助供与国の協力を調整するその取組において、東ティモール政府を支援し続けることを求める。
13. 東ティモール国家復興戦略および社会基盤、地方開発並びに人的資源能力開発の年としての 2009 年の東ティモール政府宣言に留意し、これとの関連で、UNMIT に対し、貧困削減、持続可能な生活の促進および経済成長政策の立案において、国際連合諸機関、諸基金および諸計画並びに東ティモール政府を支援する全ての関連協力機関および関連機構と協力し調整することを継続するよう求める。

14. 東ティモール政府に対し、国内避難民の統合、雇用および特に地方の地域と若者に焦点をあてた能力の強化並びに農業活動を含む地方の社会経済発展のような分野における平和構築の展望を強化することを奨励する。
15. UNMIT に対し、その職務権限全般にわたる分野横断的問題として安全保障理事会決議 1325 (2000) および 1820 (2008) に設定されたジェンダーへの配慮を十分に考慮することを要請し、また更に、事務総長に対し、UNMIT 全般にわたるジェンダーの主流化および女性や少女の状況、とりわけジェンダーを基礎とする暴力から、女性や少女を保護するために提案されまたは講じられた特別の措置を詳述した彼女らを保護する必要性に関連すること、に関するその他の全ての側面に関する進展を安全保障理事会への彼の報告書に含めることを要請する。
16. 事務総長に対し、性的搾取・虐待に対する国際連合のゼロ・トレランス政策の UNMIT における全面的な遵守を確保するために必要な措置を講じることおよび安保理に報告し続けることを要請し、部隊および警察官を提供している諸国に対して、適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、全面的なアカウンタビリティを確保することを促す。
17. 更に事務総長に対し、計画されている地方選挙の準備に関するものを含む現場に関する、またとりわけ UNMIT から PNTL への治安を維持する責任の移譲に関する進展を含む本決議の実施に関する進展を、安全保障理事会に定期的に報告することおよび安全保障理事会に対し、2009年9月30日までに、特に PNTL による治安を維持する責任の再開を見直す報告書を、また、2010年2月1日までに、UNMIT の職務権限と兵力の可能な調整を含む報告書を、安全保障理事会提出することを要請する。
18. 中期の戦略を開発し東ティモールにおける進展を評価し、活動の再検討の下でのその達成条件を維持しながら国際連合の支援の水準および形態を評価する達成条件を確立する事務総長および東ティモール政府の活動を歓迎し、この過程における東ティモールの指導者および国民による戦略の主体的取組の重要性を強調する。
19. この問題に引き続き取り組むことを決定する。